

豊明市地域防災計画

令和7年1月

豊 明 市

第1編 総則・災害予防計画

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	3
第1 計画の目的	3
第2 計画の性格	3
第3 計画の構成	4
第4 計画の推進・見直し	4
第2節 豊明市の特質と災害要因	6
第1 自然的条件	6
第2 社会的条件	6
第3 既往災害	7
第3節 被害想定	8
第1 地震被害想定	8
第2 浸水想定、重要水防箇所	9
第3 土砂災害危険箇所・区域	9
第4節 基本理念及び重点事項	10
第1 防災の基本理念	10
第2 重点を置くべき事項	11
第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	13
第1 実施責任	13
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	14
第2章 災害予防計画	25
第1節 防災協働社会の形成推進	27
第1 防災協働社会の形成推進	27
第2 自主防災組織・ボランティアとの連携	28
第3 企業防災の促進	30
第2節 防災訓練及び防災意識の向上	32
第1 防災訓練	32
第2 防災意識の啓発・広報	34
第3 防災教育	35
第4 防災意識調査及び災害相談対応	36
第3節 活動体制・救援体制の整備	37
第1 広域応援・受援体制の整備	37
第2 緊急輸送体制の整備	39
第3 応急給水体制の整備	39
第4 食料・生活物資等の確保体制の整備	39

第5	災害医療・保健体制の整備	40
第6	災害廃棄物処理体制の整備	40
第4節	建築物等の安全化	43
第1	建築物の耐震化促進	43
第2	交通関係施設等の整備	45
第3	ライフライン関係施設等の対策	48
第4	文化財の保護	52
第5	防災建造物整備対策	54
第5節	都市の防災性の向上	55
第1	都市計画のマスタープラン等の策定	55
第2	防災上重要な都市施設の整備	55
第3	建築物の不燃化の促進	56
第4	市街地の面的な整備・改善	56
第6節	液状化対策・土砂災害等の予防	57
第1	土地利用の適正誘導	57
第2	液状化対策の推進	57
第3	宅地造成の規制誘導	58
第4	土砂災害の防止	58
第5	宅地耐震化の推進	60
第6	被災宅地危険度判定の体制整備	60
第7節	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	61
第1	防災施設・設備及び災害用資機材及び体制の整備	61
第2	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	65
第8節	火災予防・消防力の整備	67
第1	火災予防対策に関する指導	67
第2	消防力の整備強化	68
第9節	避難行動の促進対策	69
第1	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	69
第2	緊急避難場所及び避難路の指定等	69
第3	避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成	71
第4	避難誘導等に関する計画の策定	72
第5	避難に関する意識啓発	73
第10節	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	76
第1	避難所の指定・整備	76
第2	要配慮者支援対策	78
第3	帰宅困難者対策	82
第11節	災害調査等の推進	83
第12節	水害予防対策	84
第1	都市水害対策	84
第2	河川防災対策	85
第3	浸水想定区域の対策	85
第4	農地防災対策	88

第 13 節	大規模事故予防	89
第 1	鉄道災害対策	89
第 2	道路災害対策	89
第 3	危険物及び毒物劇物取扱施設防災計画	89
第 14 節	原子力災害予防	91
第 1	放射性物質災害予防	91
第 2	原子力災害予防	92

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から守ることを最大の目的とするものである。

第2 計画の性格

1 災害対策基本法に基づく地域防災計画

- (1) この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成する地域防災計画であり、大規模な災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 市防災会議は、豊明市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 災害対策基本法に基づく地区防災計画

本市域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）から提案があった場合、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

3 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画

本市は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条第1項に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されており、同法第6条第2項に基づき次の事項を本計画に定める。

- ア 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- イ 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ウ 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- エ 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

なお、上記アは地震災害対策計画の「東海地震に関する事前対策計画」に定め、その他は本編の「災害予防計画」に定める。

4 南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）第3条第1項に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されており、同法5条第2項に基づき次の事項を本計画に定める。

- ア 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
 - イ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
 - ウ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
 - エ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- なお、これらの事項は地震災害対策計画編「南海トラフ地震防災対策推進計画」に定める

5 豊明市地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る計画等の指針となるべきものとされている。このため、本計画の国土強靱化に関する部分は、豊明市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ① 市民の生命を最大限守る。
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③ 市民の財産及び公共施設・産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする。

6 他の計画との関係

水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「愛知県水防計画」及び「豊明市水防計画」と十分な整合を図るものとする。

第3 計画の構成

この計画の構成と内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1編 総則・災害予防計画	災害対策の基本事項、災害の発生に備えた予防措置等
第2編 地震災害対策計画	大規模地震発生時の応急対策等
第3編 風水害等災害対策計画	風水害の警戒、風水害又は大規模事故災害発生時の応急対策等
第4編 災害復旧・復興計画	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等
資料編	上記に関連する資料、様式等

第4 計画の推進・見直し

本計画は、豊明市の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。また、防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

このため、市防災会議は、本計画の実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調

査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、防災計画の検討段階から、女性、自主防災組織、要配慮者の参画を促進する。

第2節 豊明市の特質と災害要因

第1 自然的条件

1 位置

本市は愛知県の中央部よりやや西寄りに位置し、尾張と三河を分ける境川に市の東端が位置している。名古屋市中心部からの距離は概ね10～15kmの間にあり、30分の通勤、通学圏に位置している。

また、三市一町と接しており、刈谷市との間が境川で分けられているほかは、特に目立った地形的境界はみられない。

2 地形

本市の地形は北東部から南西部にかけて延びる標高50m～70mの丘陵地帯と、境川に沿った中・低位の段丘群（標高5m～15m）、中小河川によってもたらされた沖積低地の3つの部分から成り立っている。

近年市域は著しく土地改変が進み、地形は人為的に大きく変化している。市北部から西部にかけての丘陵地の山林は、人為的に改変され宅地開発が進んでいる。

また、かつて丘陵地内の低地や池であった場所は埋めたてられ、宅地や学校となっている場所もある。これらの場所は地盤が悪いため地震時には災害を受けやすい。

3 地質

本市は丘陵と低い台地、そして境川とその支流に沿って発達する低地からなる。丘陵地は新第三紀鮮新世の矢田川累層より構成される。台地は、第四紀更新世（洪積世）の地盤から構成され中位段丘から低位段丘が分布する。低地には第四紀完新世（沖積世）の氾濫平野堆積物や谷底堆積物などが分布する。

4 気象

本市を含む濃尾平野地域の気象は東海型気候区に属し、冬の少雨と夏の高湿、台風時の多雨で特徴づけられる。

年平均気温は約16℃、月平均気温が一年間で最も高い月は8月（約28℃）、最も低い月は1月（約4℃）で、その差は24℃である。

年間平均降水量は約1,600mmで、全国平均と比べるとやや少ない。月毎では11月～2月にかけて降水量が少なく、6月～9月の4ヵ月が最も多い。この4ヵ月間が年間降水量の約6割～7割を占める。また、3月の降水量は2月に比べて増加し、低気圧が日本付近を通過しやすくなることに伴って比較的まとまった降雨がみられるためである。

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は昭和35年から急激に増加し、昭和45年から昭和55年の間には倍増に近い伸びを示し、県内でも最高の伸び率であった。これは名古屋圏のベッドタウンとしての住宅団

地造成が盛んに行われたことによる。

人口倍増期を過ぎた昭和 55 年以降も毎年一定程度の人口の増加がみられる。

(1) 年齢別人口

人口統計によると年少人口は年々減少傾向を示している。一方、老年人口は増加傾向を示し、高年齢化が進展することが予測される。

(2) 流入・流出口

流出人口の比較では、流出人口が流入人口を上回る。このため昼夜間人口は昼間人口が少ないといえる。この傾向は、今後も続くと予測される。

(3) 人口の分布

本市の人口密度は、二村台で最も高く、次いで新栄町、三崎町及び新田町が高くなっており、市域の中央部で高く周辺部で低い状況である。

第3 既往災害

1 水害

本市域では、境川・若王子川・正戸川・皆瀬川の破堤等の外水氾濫により過去に大きな被害を受けている。

市域を流れる境川及び支川は、河底が浅い（境川は天井川となっている）こともあり、出水時には氾濫しやすい状況にある。

近年では平成 12 年 9 月に発生した東海豪雨（1 時間雨量 74.5mm、総雨量 453.5mm と通常の年間総雨量の約 1 / 3 に相当する降雨量を観測）により、正戸川、皆瀬川で破堤、また井堰川等では護岸崩壊も発生し、多数の床上、床下浸水等の被害を受けた。

内水氾濫は、台風や豪雨時にたびたび発生している。氾濫平野において発生する場合や、丘陵地間の谷底平野に発生する場合がある。

河川改修により氾濫の危険度が下がった地区もあるが、水害履歴のある場所や重要水防箇所を中心に点検整備を進めていく必要がある。

危険度の高い地区（水害履歴の確認されている地区）は次のような地域である。

- ア 境川、井堰川、正戸川周辺の氾濫平野
- イ 氾濫平野に盛土した市街地（大久伝、吉池、三崎、中島、阿野地区）
- ウ 低位段丘（低地部との境界付近）
- エ 皆瀬川周辺の谷底平野（国道 2 3 号線高架下周辺、名鉄前後駅周辺及び上流域）
- オ 黒部川周辺の谷底平野（間米地区）
- カ 谷底平野（東沓掛地区、西沓掛地区、勅使グラウンド周辺）

2 土砂災害

台風・集中豪雨による丘陵地の斜面崩壊の記録が残されているが、規模の大きな斜面崩壊は発生していない。近年は丘陵地での宅地造成等による人工改変が広く行われているため、造成地周辺での土砂災害に留意する必要がある。

第3節 被害想定

第1 地震被害想定

市は、県の地震被害想定調査を参考に、平成25年度に豊明市地震被害予測調査を実施した。想定の詳細は以下のとおりである。

1 想定地震

南海トラフで発生するプレート境界型の地震（本市に最も被害が大きくなるケース）を想定震源とし、地震の規模はマグニチュード9.0とした。

2 地震動

市内は震度6強から6弱の強い揺れとなる。特に、境川やその支流沿いの低地で揺れが強く、震源に近い市の南部の方がより強く揺れると予測された。

3 液状化

溜め池を埋めた埋立地などで液状化の可能性が大きく、境川沿いの低地で可能性が中程度、台地を刻む谷底平野で可能性が小さいと予測された。

4 建物・死者数

揺れや液状化による建物の全壊は940棟、半壊は約3千棟と予測された。また、死者は60人に上ると予測された。

■小学校区別被害一覧（建物・死者）

学区名	建物棟数(棟)	S56年以後 建築の割合	揺れによる 建物被害(棟)		液状化による 建物被害(棟)	死者数(人)
			全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	
豊明小学校	1,781	54.7%	105	340	2	7
栄小学校	3,194	58.8%	183	613	10	12
中央小学校	3,549	61.6%	241	663	11	16
沓掛小学校	2,576	65.4%	107	362	7	7
二村台小学校	936	45.3%	20	123	0	2
大宮小学校	1,594	70.9%	42	194	4	3
共生交流プラザ	863	55.2%	19	104	0	1
三崎小学校	2,193	68.1%	93	315	4	6
舘小学校	1,742	55.2%	90	334	2	6
合計	18,428	60.8%	900	3,048	40	60

5 避難者数

建物被害、停電、断水等による避難者（在宅避難者等を含む）は最大1万9千人、また、避難所避難者は最大1万1千人に上ると予測された。

■小学校区別被害一覧（避難者）

学区名	避難者					避難所避難者				
	当日	1日後	3日後	7日後	1ヶ月後	当日	1日後	3日後	7日後	1ヶ月後
豊明小学校	736	1,805	1,538	1,471	1,217	442	1,083	923	735	365
栄小学校	1,279	3,405	2,874	2,741	2,236	767	2,043	1,724	1,371	671
中央小学校	1,611	4,076	3,460	3,306	2,720	967	2,446	2,076	1,653	816
沓掛小学校	842	2,255	1,902	1,813	1,478	505	1,353	1,141	907	443
二村台小学校	228	1,303	1,034	967	712	137	782	620	483	214
大宮小学校	410	1,391	1,145	1,084	851	246	834	687	542	255
共生交流プラザ	209	1,019	816	766	574	125	611	490	383	172
三崎小学校	746	2,135	1,788	1,701	1,371	448	1,281	1,073	851	411
館小学校	657	1,660	1,409	1,346	1,108	394	996	846	673	333
合 計	6,718	19,049	15,966	15,195	12,267	4,031	11,429	9,580	7,598	3,680

第2 浸水想定、重要水防箇所

1 浸水想定

(1) 境川浸水想定区域

水防法に基づき、境川の洪水予報区間（井堰川合流点から下流）に100年に一回程度の大
雨（流域全体に24時間雨量475mm、ピーク時1時間に74mmの降雨）が発生し、境川が氾濫
した場合の浸水想定区域が指定されている。

これによると、市南東部の低地一帯が浸水し、特に境川、正戸川及び国道1号に囲まれ
た範囲では2m～5mの浸水深が予測されている。

(2) 境川流域都市浸水想定区域

特定都市河川浸水被害対策法に基づく境川・猿渡川流域水害対策計画において定められ
た浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（年超過確率1/5～1/10）が生じた場合に浸水が想
定される区域が指定されている。

これによると市内各所に局地的な浸水区域が散在し、沓掛中学校付近と境川と若王子川
の合流部付近では1m以上の浸水深となっている。

2 重要水防箇所

水防計画による水防活動の重点箇所となる重要水防箇所は、天王川と皆瀬川にそれぞれ1箇
所存在する。

第3 土砂災害危険箇所・区域

市内には、砂防事業の基礎調査で把握された急傾斜地崩壊危険箇所が15箇所存在する。

このうち6箇所は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律によ
る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

第4節 基本理念及び重点事項

第1 防災の基本理念

本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

また、現在、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率が70%～80%程度と予測されており、巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備える必要がある。

このため、市及び各防災関係機関は、「第3節 被害想定」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進める必要がある。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなどSDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりとする。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 重点を置くべき事項

防災基本計画、愛知県地域防災計画及び「第3節 被害想定」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進する。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、ため池等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、緊急輸送を確保する観点から整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、他市町村との相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災者への物資の円滑な供給のため、被災地区のニーズを可能な限り把握するとともに、被災地区に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成・公表、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市が連携して住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、一部事務組合、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 一部事務組合

一部事務組合は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、自ら消防・防災活動を実施する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 消防活動(消防団)、水防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (13) 水防、消防(消防団)、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (19) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (20) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 県(尾張県民事務所、尾張建設事務所、尾張農林水産事務所、瀬戸保健所)

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。
- (2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- (3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
- (4) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。
- (5) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (6) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- (7) 避難の指示を代行することができる。
- (8) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (9) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (10) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

- (11) 市町村（一部事務組合を含む。）の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する助言及び調整を行う。
- (12) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (13) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- (14) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (15) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (16) 車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (17) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (18) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。
- (19) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (20) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (21) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (22) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (23) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (24) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (25) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (26) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。
- (27) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (28) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (29) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。
- (30) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村（一部事務組合を含む。）の実施する消防活動に対する助言及び調整を行う。
- (31) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

3 県警察（愛知警察署）

- (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。
- (4) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。
- (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (7) 人命救助を行う。
- (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視（調査）を行う。
- (9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。
- (10) 警察広報を行う。
- (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力をを行う。

- (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

4 指定地方行政機関

(1) 東海財務局

- ア 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。
- イ 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。
- ウ 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
- エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。
- オ 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
- カ 上記ア～オの措置を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

(2) 東海農政局

- ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
- エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。
- カ 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- ケ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。
- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

(3) 中部運輸局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達の調整、特定航路への就航勧奨を行う
- ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
- エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
- オ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。

- カ 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達調整、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の協力要請を行う。
 - ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
 - コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
 - サ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。
- (4) 名古屋地方気象台
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
 - イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信等の施設及び設備の整備に努める。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (5) 東海総合通信局
- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。
 - ウ 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。
 - エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。
 - オ 非常通信協議会の運営に関することを行う。
 - カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。
- (6) 愛知労働局
- ア 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
 - イ 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
 - ウ 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
 - エ 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
 - オ 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
 - カ 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
 - キ 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。

ク 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

(7) 中部地方整備局

ア 災害予防

- (ア) 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
- (イ) 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
- (ウ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
- (エ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- (オ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (カ) 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (キ) 降雨、河川水位などについて観測する。
- (ク) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

イ 初動対応

- (ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (イ) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
- (ウ) 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

ウ 応急復旧

- (ア) 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。
- (イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- (ウ) 航路啓開に関する計画に基づき、津波漂流物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。
- (エ) 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- (オ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (カ) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- (キ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。
- (ク) 災害発生時における緊急輸送路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。

(8) 国土地理院中部地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災

関連情報の利活用を図る。

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

5 自衛隊

(1) 地震対策対応

ア 災害派遣の準備

(ア) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。

(イ) 災害派遣計画を作成する。

(ウ) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

イ 発災後の対処

(ア) 即時救援活動

人命救助を最優先して救援活動を実施する。

(イ) 応急救援活動

方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。

(ウ) 方面隊による本格対処

方面隊による本格対処方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

(2) 風水害対応

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

ア 被害状況の把握を行う。

イ 避難の援助を行う。

ウ 遭難者等の捜索救助を行う。

エ 水防活動を行う。

オ 消防活動を行う。

カ 道路又は水路の啓開を行う。

キ 応急医療、救護及び防疫を行う。

ク 人員及び物資の緊急輸送を行う。

ケ 給食及び給水を行う。

コ 入浴支援を行う。

サ 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。

シ 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。

ス その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

6 指定公共機関

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

(2) 独立行政法人都市再生機構

ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。

イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

(3) 日本銀行

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

(ア) 通貨の円滑な供給の確保

(イ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

(ウ) 通貨および金融の調節

イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置

(イ) 資金の貸付け

ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置

エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

オ 各種措置に関する広報

カ 海外中央銀行等との連絡・調整

(4) 日本赤十字社（愛知県支部）

ア 南海トラフ地震に関連する情報に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行う及び必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

イ 避難所の設置に係る支援を行う。

ウ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。

エ 血液製剤の確保と供給を行う。

オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

カ 義援金等の受付と配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

(5) 日本放送協会（名古屋放送局）

ア 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。

イ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。

ウ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。

エ 大津波警報・津波警報、津波注意報、（警報）地震情報等及び被害状況等の報道を行う。

オ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

(6) 中日本高速道路(株)

高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

(7) 西日本電信電話(株)

- ア 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- イ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- ウ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- エ 気象等警報を市町村へ連絡する。
- オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

(8) 日本郵便(株)、豊明郵便局

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- イ 被災者が差し出す郵便局の料金免除を実施するものとする。
- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(9) 東邦瓦斯(株) (※)

- ア ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
- イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)

(10) 日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

(11) 中部電力(株) (※1)

- ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
- イ 発災後、電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- ウ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社を含む。

(12) エヌ・ティー・ティー・コミュニケーションズ(株)

- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

- ウ 発災後に備えた災害応急対策用資器材及び人員の配備を行う。
 - エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
- (13) KDD I (株)
- ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。
 - イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (14) (株)NTTドコモ
- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
 - ウ 発災後に備えた災害応急対策用資器材及び人員の配備を行う。
 - エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - オ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
- (15) ソフトバンク (株)
- ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
 - ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (16) 楽天モバイル (株)
- ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
 - ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (17) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

7 指定地方公共機関

- (1) 愛知県土地改良事業団体連合会
- 愛知用水土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
- (2) (一社)愛知県トラック協会
- 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
- (3) 名古屋鉄道(株)
- ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
 - イ 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。
 - ウ 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。
 - エ 旅客の避難、誘導及び救助に努める。

- オ 列車の運転規制を行う。
- カ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
- キ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送を行う。
- ク 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
- (4) 各民間放送会社、新聞社
日本放送協会に準ずる。
- (5) (公社)愛知県医師会（東名古屋豊明市医師会）
 - ア 医療及び助産活動に協力する。
 - イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (6) (一社)愛知県歯科医師会（愛豊歯科医師会豊明支部）
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
- (7) (一社)愛知県薬剤師会（豊明市薬剤師会）
 - ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- (8) (公社)愛知県看護協会
看護活動に協力する。
- (9) 一般社団法人愛知県病院協会
医療及び助産活動に協力する。
- (10) (一社)愛知県LPガス協会
 - ア LPガス設備の災害予防措置を講ずる。
 - イ 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

8 一部事務組合

- (1) 尾三消防組合
 - ア 火災の鎮圧、被災者の救助、傷病者の搬送等の消防活動を行う。
 - イ 市と連携し、火災のり災証明書を交付する。
 - ウ 緊急消防援助隊等の広域消防応援に関するを行う。
- (2) 愛知中部水道企業団
 - ア 水道施設の災害予防措置を講ずる。
 - イ 東海地震注意情報が発表されたときは、企業団庁舎に対策本部を設置し、地震防災、応急対策の円滑な推進を図る。
 - ウ 発災後は、水道施設（水源井、配水池、配水管等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。
- (3) 東部知多衛生組合
事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 産業経済団体
あいち尾東農業協同組合、豊明市商工会、愛石商豊明市協組は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

(2) 文化、厚生、社会団体

豊明市社会福祉協議会、豊明市国際交流協会、日赤豊明市地区奉仕団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。

(3) 危険物施設の管理者

豊明市危険物安全協会、危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

(4) 建設関係団体

豊明建設業協会、愛知県名古屋電気工事協力会、豊明市指定上水道工事店、豊明市指定下水道工事店等は、建築・土木関係の応急対策・復旧業務等について協力する。

(5) その他重要な施設の管理者

中部ケーブルネットワーク(株)、愛知県学校給食総合センター、日本中央競馬会(中京競馬場)、愛知用水土地改良区その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災協働社会の形成推進

■基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政等の公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みの構築に努める。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するため、平素から自主防災組織を育成し、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の組織的な活動体制の整備を促進する。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策に努める。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災協働社会の形成推進	防災防犯対策課、共生社会課
第2 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災防犯対策課、地域福祉課、豊明市社会福祉協議会
第3 企業防災の促進	防災防犯対策課、産業支援課

第1 防災協働社会の形成推進

1 防災協働社会の形成推進

市は県と連携し、防災協働社会の形成に向けた次の対策を推進する。

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3) 愛知県地震防災推進条例等の普及

愛知県地震防災推進条例に基づく「県、市、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成」及び県が定める県民の責務（下記参照）の普及に努める。

■ 県民の基本的責務

- ① 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動する。
- ② いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう地域での働きかけ等に努める。
- ③ 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努める。

2 住民及び事業者による地区防災活動の推進

(1) 地区防災活動の普及

市は自主防災組織連合会と連携し、市内の各地区における次の防災活動の普及を促進する。

- ア 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。
- イ 必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携した防災活動を行う。

(2) 地区防災計画の普及

市は、各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第2 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 自主防災組織の推進

(1) 自主防災組織の育成等

ア 自主防災組織の設置・育成

市（防災防犯対策課）は、自主防災組織設置推進要綱（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

市（防災防犯対策課）は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

特に、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、女性防火クラブ、防災ボランティア団体等などの防災関係団体と顔の見える関係を構築するための防災訓練等の支援に努める。

ウ 自主防災活動の促進

市（防災防犯対策課）は自主防災組織連合会と連携し、自主防災組織が地区の実情に応

じて平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行えるように必要な支援、指導に努める。

(2) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

ア 防災リーダーの養成

県及び市（防災防犯対策課）は、地区の防災活動の中心組織として情報の収集や伝達・発信を行うための知識や防災活動の技術を習得したリーダーの養成に努める。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

県及び市（防災防犯対策課）は、防災リーダーが、各々の地区における自主防災活動の展開を支援できるように、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、県は、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるように啓発用資機材などを整備し、市はこれらを積極的に活用する。

2 ボランティアの育成等

市（地域福祉課）及び市社会福祉協議会は、日本赤十字社等及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(1) ボランティア受入体制の整備

あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

ア 市はボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

イ 市は災害時にコーディネーターを派遣することに協力するNPO・ボランティア関係団体にコーディネーターの派遣を要請する。

ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

エ また、防災訓練等においてNPO・ボランティア関係団体等の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーターの養成

市はNPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。

このため、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。なお、養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるための普及・啓発活動を行う。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うよう努めるものとする。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

3 連携体制の確保

市（防災防犯対策課）は、平素から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。

第3 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動を推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等

がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

(6) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

2 県、市及び商工団体等における措置

市（産業支援課）、県及び商工団体（豊明市商工会など）等が連携し、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市がそれぞれ策定している被害想定やハザードマップ等を普及する。

(2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。また、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2節 防災訓練及び防災意識の向上

■基本方針

- 市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合う意識と行動を養うための防災訓練、教育、広報等を推進する。
- 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ積極的かつ継続的に防災訓練の実施に努める。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に対する防災対策に市民等が取り組むには動機付け等が問題となるため、自助・共助の必要性等を適切に伝え、行動に結びつく訓練や教育の実施に努める。
- 防災訓練、教育等の実施に当たっては要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域の要配慮者の支援体制づくりを促進するほか、男女のニーズの違い等にも十分配慮する。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災訓練	防災防犯対策課、学校教育課、消防団、各防災関係機関、防災上重要施設の管理者
第2 防災意識の啓発・広報	防災防犯対策課、県、愛知警察署
第3 防災教育	防災防犯対策課、学校教育課、学校支援室、各防災関係機関
第4 防災意識調査及び災害相談対応	総務課、防災防犯対策課

第1 防災訓練

1 基礎訓練

(1) 水防訓練

市（関係各課）は市水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。

また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関合同での訓練に努める。

(2) 避難・救助訓練

市（関係各課、消防団）及び防災関係機関は、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で避難・救助訓練を実施する。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等の防災上重要な施設にあつては、利用者等の人命保護のための避難訓練に努める。

なお、境川流域地区及び土砂災害警戒区域についても同報無線による情報伝達訓練や避難訓練を自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練に努める。

(3) 通信訓練

市（総務課、防災防犯対策課）及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑な運用を確保するために、災害時における情報の収集及び伝達の要領についての訓練に努める。

(4) 非常招集訓練

市（各課）及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団等の円滑な参集、非常配備訓練を必要に応じ実施する。

(5) 災害対策本部図上訓練

市（総務課、防災防犯対策課）は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式等）の実施に努める。

(6) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(7) 広域応援訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練の実施に努める。

2 総合訓練

基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

市、防災関係機関、市民及び事業所等が連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練に努める。さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

3 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、通信の途絶等の事態を想定した情報収集・伝達、事務処理の方法、施設の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

市（防災防犯対策課）は、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

4 学校等の訓練（市・私立学校等管理者における措置）

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画を

あらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

各学校においては、児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得る訓練を実施する。

また、学校における訓練は教育計画に位置づけて実施し、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

5 訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 防災意識の啓発・広報

1 防災意識の啓発等

(1) 防災行動の啓発

ア 市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、災害についての正しい知識、防災行動等（基礎知識、警報や避難情報等の意味・内容等、警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動）を啓発する。

また、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信に努める。

その他、市は県の地震体験車や災害に関するビデオなどを活用し、防災意識の啓発を推進する。

イ 豊明市防災手帳の周知・活用

市は、災害が発生したときのために、市民が家族で相談しながら防災に関する情報を簡単にまとめることができるように、自分の情報、家族の情報、家族の決めごと、備蓄品（非常持出品）リスト、避難ルート、ペットの情報などの情報が記入できる防災手帳を作成・公表し、市民に広く周知し、活用していただくよう啓発する。

ウ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動を啓発する。

(2) 家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインが長期間途絶する事態や警戒宣言が発せられた場合に備え、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

(3) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・風水害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、

防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

(4) 関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上を図る。

2 防災に関する広報

(1) 防災パンフレット等の配布

県及び市は、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

(2) 自動車運転者に対する広報

県、市及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動（地震災害対策計画 第1章 第8節 第1「4自動車運転者の措置」参照）がとれるよう事前の広報に努める。

3 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

4 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つになる。そのため、市は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

第3 防災教育

1 学校における防災教育（市・私立学校等管理者における措置）

各学校（幼稚園を含む。以下同じ。）では、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校において防災上必要な防災教育を行う。学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、防災教育を充実し、

子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練とも関連を持たせながら、効果的な実施に努めるとともに、消防団員・自主防災組織等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

2 社会教育

市は、P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

3 市及び防災関係機関における教育

市及び防災関係機関は、職員が一丸となって組織的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を推進するため、研修会等を通じて必要な知識や心構えなどを教育する。

第4 防災意識調査及び災害相談対応

市は、住民の災害についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携の下に実施するものとする。

(1) 防災意識調査の実施

災害に対する意識や防災への取組状況等を把握するため、防災アンケート調査等による意識調査を、必要に応じ実施する。

(2) 災害に関する相談の実施

災害に対して不安を持つ市民のために、市は相談に応じるものとする。

第3節 活動体制・救援体制の整備

■基本方針

- 大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。
- 相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。
- 市内には水源、ごみ処理施設、し尿処理施設等がなく、下水道はポンプアップが必要な箇所が多いなど地理的に不利な条件を多く抱えている。大規模な災害により水道及び下水道が停止し、多数の家屋が被災した場合には、飲料水等の確保、し尿の収集、解体家屋の搬出等が停滞する可能性が大きい。このため、市内の減災対策を推進することで廃棄物等の排出量を抑制し、平時から市内において水等を豊富に確保しておくこととする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 広域応援体制の整備	防災防犯対策課、各防災関係機関
第2 緊急輸送体制の整備	防災防犯対策課、産業支援課、生涯学習課
第3 応急給水体制の整備	防災防犯対策課、農業政策課、愛知中部水道企業団
第4 食料・生活物資等の確保体制の整備	防災防犯対策課、産業支援課
第5 災害医療・保健体制の整備	保険医療課、健康推進課、長寿課、東名古屋豊明市医師会、豊明市薬剤師会
第6 災害廃棄物処理体制の整備	環境課

第1 広域応援・受援体制の整備

1 市の措置

(1) 応援要請手続きの整備

市は、県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 相互応援及び民間団体等との協定締結等

ア 市（防災防犯対策課）は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等を踏まえ、また、被害想定調査結果等を考慮し、効果が期待できる応援要請先を検討して協定締結等の必要な措置を講ずる。

その際、民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民

間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

イ 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

ア 防災活動拠点の確保等

市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点及び緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

イ 受援体制の整備

市は、県及び国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、「豊明市受援計画」（2020年11月）に基づき、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

ア 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、物資集積拠点（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

イ 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

■防災活動拠点の種類と候補地

種 類	候補地
応援隊受入拠点	農村環境改善センター
緊急消防援助隊等活動拠点	文化会館（施設、駐車場）
自衛隊活動拠点	中京競馬場東第5駐車場（代替候補地：中央公園、唐竹公園）

物資集積拠点	中京競馬場、花き市場
臨時ヘリポート拠点	中央公園、中京競馬場、花き市場、豊明中学校、唐竹公園

第2 緊急輸送体制の整備

1 市有車両確保体制の整備

市（総務課）は、災害時に使用可能な市有車両について、帰庁時に燃料を確実に補給する（原則としてタンクの3/4以上）等、緊急時に迅速に対応できるよう管理を行う。

2 民間車両確保体制の整備

市（防災防犯対策課）は、災害時のニーズに応じた形式の車両を確保できる団体・事業者を検討し、協定の締結、災害時の運用方法等の協議を進める。

3 緊急通行車両の確認手続

市（防災防犯対策課）は、災害時の緊急輸送を円滑に行うため、県公安委員会に対し緊急通行車両及び緊急輸送車両の事前届出を行う。

4 燃料確保体制の整備

市（防災防犯対策課）は、災害協定を締結している愛知県石油商業組合豊明支部の加盟ガソリンスタンドにおいて、緊急輸送車両やその他災害対策車両が優先して給油を受けられるように、優先給油の運用方法等を協議し決定する。

5 物資集積拠点、臨時ヘリポート拠点の運用体制の整備

市（産業支援課）は、災害時の物資集積拠点（中京競馬場、花き市場）における、災害時の物資の受入れ、保管、仕分け、管理、搬出等の運用方法を検討し、対応マニュアルや資機材等の整備に努める。

市（生涯学習課）は、災害時の臨時ヘリポート拠点（勅使グラウンド、中央公園、唐竹公園、中京競馬場、花き市場、豊明中学校）について、災害時のヘリコプターの離着陸環境を速やかに確保するための対応マニュアルや図面等の整備に努める。

第3 応急給水体制の整備

市は、大規模災害により水道の復旧が長期化し、さらに市外からの給水応援が滞る事態等を考慮し、想定される避難者数（南海トラフ地震の場合 最大で約1万9千人）の水を確保することを目標として給水体制の整備に努める。

- (1) 家庭等における飲料水の備蓄を、1人1日3リットルで7日以上確保するよう啓発する。
- (2) 集合住宅への雨水タンク設置を促進する。
- (3) 上水管の耐震工事を促進する。

第4 食料・生活物資等の確保体制の整備

市は、大規模地震時に予想される被災者に対応した飲料水、食料及び生活物資等について、現物備蓄、浄水装置による給水及び流通備蓄等により確保するように努める。また、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の糧食を備蓄するよう啓発する。

■市の備蓄目標量

食料の備蓄目標量 = 1.9万人* × 2食 × 2日 = 7.6万食

飲料水の備蓄目標量 = 1.9万人* × 500ml ペットボトル × 1本 × 2日 = 3.8万本

※想定避難者数（想定南海トラフ地震による在宅等及び避難所生活者の最大値）

- (1) 現物備蓄は、避難所に保管するほか、必要に応じて備蓄倉庫の整備を行う。
- (2) 浄水装置は、小中学校、豊明高校の各避難所及び防災倉庫に整備する。
- (3) 流通備蓄については、現在協定を締結している市内の農業協同組合、生活協同組合、食品工場、スーパー等のほか、地域の生産者、その他販売業者等との協定の締結に努める。
- (4) 備蓄品目は、女性、乳幼児、高齢者や障害者等の要配慮者、食物アレルギー等に配慮するものとする。
- (5) 市は、活用可能な精米施設を確保するよう努める。なお、長期停電により稼働施設がない場合は、県施設の活用を申し入れる。
- (6) その他、協定団体等から食料等を調達できない場合を考慮し、県や他市町村に円滑に支援を要請できるよう、関係機関との連絡・協力体制を整備する。

第5 災害医療・保健体制の整備

1 医療機能の継続対策

災害によりライフラインが停止した場合にも医療を継続できるように、市は市医師会に対し、市内各医療機関において次の取り組みの検討を要請する。

- (1) 3日分程度の電力供給が可能な自家発電装置及び燃料タンクの確保
- (2) 自家用の井戸等の確保、受水槽（貯水槽）の耐震化、漏えい防止対策及び容量拡充

2 医療救護体制の強化

市は市医師会と連携し、医療救護体制を強化するため、市薬剤師会その他医療関係団体との連携を強化する。

3 救護所の機能強化

大規模災害時にも医療救護活動を速やかに開始できるように、救護所設置予定施設の機能を強化する。

第6 災害廃棄物処理体制の整備

1 トイレ対策

想定南海トラフ地震における避難所生活者数は最大約1.1万人と予測され、避難所においては1日あたり約1.9万リットルのし尿が発生すると予測される。また、上下水道の被災地区では水洗トイレが使用できなくなるため、在宅者のし尿対応も必要となる。

市は、想定される上下水道の被害及び避難所等で発生するし尿発生を円滑に収集・処理するため以下の対策を推進する。

■南海トラフ地震による避難所におけるし尿発生量等

災害発生からの日数	想定避難所生活者数	し尿排出量※ ¹	仮設トイレ必要数※ ²	簡易トイレ必要数※ ³	
				本体	替えパック
1日後	11,429人	19,429リットル	146基	114セット	571セット/日
3日後	9,580人	16,286リットル	122基	96セット	479セット/日
7日後	7,598人	12,917リットル	97基	76セット	380セット/日
1ヶ月後	3,680人	6,256リットル	47基	37セット	184セット/日

※1 1人1日あたり1.7リットルで算定。

※2 1基当たり400リットル、3日に1回の収集で算定。

※3 本体は100人当たり1セット、替えパックは1日に20人当たり1セットで算定。

(1) 仮設トイレ等の確保

現在、各避難所等に簡易トイレ（ワンタッチトイレ等183セット、ワンタッチトイレ用替えパック230セット）を配備している。

今後、避難所における想定排出量、回収計画、上下水道の復旧日数及び在宅者のし尿回収を考慮し、次の取組みを推進する。

ア 家庭（特に集合住宅等）や事業所に、大規模災害時における水洗トイレの使用中止措置、凝固型の非常用トイレの備蓄（最低7日分以上）を啓発する。

イ リース会社等と仮設トイレの災害協力協定を強化する。

ウ 避難者数及びし尿収集頻度を考慮し、避難所等に配備する仮設トイレ及び替えパックを増強する。

エ し尿収集の停滞等を考慮し、固液分離方式災害用トイレや自己処理型トイレの確保を検討する。

オ 下水道の被災リスクが低い地区については、マンホールトイレ等の活用を検討する。

(2) 収集・処理体制の確保

東部知多衛生組合、同組合の構成市町（大府市、東浦町、阿久比町）と連携し、家庭からのし尿をごみとして回収する方法、避難所等のし尿の収集・処理体制を検討するとともに、協力体制、収集ルート、実施計画等の整備に努める。

2 震災廃棄物対策

想定南海トラフ地震における被災建物によるがれき発生量は約13万 m^3 と予測され、これを一度に仮置きする場合、約5.2haの空地が必要となる。

市は、想定されるがれきを円滑に処理するため以下の対策を推進する。

■南海トラフ地震によるがれき発生量予測値

可燃物	不燃物	合計体積	仮置き面積
53,830 m^3	77,336 m^3	131,166 m^3	52,466 m^2

（注）仮置き面積は、積み上げ高5m、通路等の割合50%で算定

(1) 仮置場の確保・整備

想定されるがれき発生量を考慮し、また、候補地周辺の環境に配慮して仮置場予定施設を確保する。なお、市有地のみで仮置場を確保することは困難なため、民有地等の借り上

げ等も検討する。

また、予定施設について災害時の機能（一時保管、分別、破碎・選別等）、運用体制、環境対策等を検討し、運用マニュアルや資機材等の整備に努める。

■仮置場予定施設の状況

施設名	面積	備考
勅使グラウンド	約42,995㎡	

(2) 収集・処理体制の確保

東部知多衛生組合、同組合の構成市町（大府市、東浦町、阿久比町）と連携し、がれき等の運搬、処理体制を検討するとともに、協力体制、実施計画等の整備に努める。

なお、県内すべての市町村と一部事務組合（衛生組合）が締結した一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書により県内の相互応援が可能となっているほか、市とトヨタケユニティ(株)が締結した「災害廃棄物の収集運搬の協力」及び市と愛知県産業資源循環協会が締結した「災害時における廃棄物の処理等」、及び市と(株)中西が締結した「仮置場における分別指導」や「災害時における廃棄物の処理等の協力」に係る協定により、協力体制を確保している。

また、「災害廃棄物仮置場等に係る資機材提供及びその運搬に関する協定」を(株)富山環境、及びマルアイ商事(株)と締結し、災害廃棄物仮置場の設置に必要な資材調達に係る体制を構築している。

第4節 建築物等の安全化

■基本方針

- 建築物の構造上の安全性は、建築基準法等により所定の基準が確保されているが、防災上重要な公共施設は、より強い地震に対し、発災時の倒壊防止に加え十分な機能確保が図られるよう努める。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図る。
- 建築物等の被害を軽減するため、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上不可欠であり、災害復旧の根幹となるため、事前の予防措置を日頃から効果的に推進する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 建築物の耐震化促進	都市計画課、県尾張建設事務所
第2 交通関係施設等の整備	防災防犯対策課、産業支援課、都市計画課、土木課、県尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)、名古屋鉄道(株)
第3 ライフライン関係施設等の対策	都市計画課、下水道課、中部電力(株)、東邦瓦斯(株)、西日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、愛知中部水道企業団
第4 文化財の保護	生涯学習課

第1 建築物の耐震化促進

1 県及び市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「第3次豊明市耐震改修促進計画」(以下、「耐震改修促進計画」という)に基づき、昭和56年5月31日以前の建築基準法適合(以下、「旧基準」という)の建築物において、建築物の耐震性向上を推進する。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進するとともに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「耐震改修促進法」という)で規定する通行に障害をきたす建築物に対しては、その耐震性の向上を図る。

(2) 耐震改修促進法の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断

結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画の推進

(1) 県は、旧基準特定既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努める。

また、「愛知県建築物耐震改修促進計画」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路等の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取組むべき道路として指定する路線（下記(2)枠内①参照）の沿道建築物の所有者等に対して、耐震診断の実施と結果の報告を指導する。

(2) 市（都市計画課）は、耐震改修促進法に基づき策定した耐震改修促進計画を推進し、総合的な旧基準既存建築物の耐震性の向上を図る。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を指導する。

■指定路線

県指定第一次緊急輸送道路（国道1号、国道23号）

(3) 県及び市は、学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、意向調査、パンフレット配布、広報紙、Webサイトへの掲載などにより普及・啓発する。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

市（都市計画課）及び防災関係機関は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する病院、学校、駅等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、必要に応じて県に指導・助言を求める。

特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

市（都市計画課）は、県が実施する次の支援措置等を活用し、旧基準住宅などの耐震化の促進を図る。

また、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、宅地や擁壁の崩壊などに対する対策を推進する。

なお、地震等におけるブロック塀等の倒壊による災害を防止するため、倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去する者に対し、市（防災防犯対策課）は、「豊明市ブロック塀等撤去事業費補助金交付要綱」により、補助金を交付する。（資料編 資料1-9「豊明市ブロック塀等撤去事業費補助金交付要綱」）

■県の支援措置

支援目的	支援内容
民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進	○旧基準住宅を対象に耐震診断を実施する市に対する耐震診断費補助事業への助成 ○市が実施する耐震改修費・除却費補助事業への助成

民間木造住宅の減災化施策の促進	○旧基準木造住宅を対象に市が実施する減災化促進に関する補助事業への助成
避難路沿道建築物の耐震診断・特定耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進	○県が必要と認める避難路の沿道に所在する建築物に対する耐震診断費への助成 ○市が実施する耐震診断費補助事業への助成 ○耐震改修促進法に基づく耐震診断結果の報告義務がある建築物に対する市の耐震診断又は耐震改修費・除却費補助事業への助成 ○愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の災害軽減システムの研究成果の普及
住宅等地震対策普及啓発の推進	○県作成の建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等の活用

5 高層建築物の防災対策

11階建以上又は高さ31mを超える高層建築物について、消防機関の立入検査強化をはじめ、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について指導の強化に努める。また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市（都市計画課）は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力し、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市（都市計画課）及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会を活用し、県内市町村との相互支援・判定体制の確立に協力する。

第2 交通関係施設等の整備

災害時に交通の機能を確保し、安全を確保するため、各施設の防災性の確保に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずる。

1 道路施設

各道路管理者（土木課、尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)）は、相互に連携して以下の対策を推進する。

(1) 地震対策

ア 道路・橋梁等の整備

(ア) 災害に強い道路ネットワークの整備

災害発生時にも、経済活動や市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動等の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送機能を確保するため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

(イ) 道路橋等の耐震性の向上

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取り付け部の沈下の恐れがある地域にある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

(ウ) ライフライン共同収容施設の整備

災害時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

イ 緊急輸送道路の指定

災害直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路 （市の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。）
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 （第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する）

ウ 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

エ 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定

第1「2 耐震改修促進計画の推進」に定める。

オ 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事項について事前措置を講ずる。

- (ア) 道路啓開計画の検討・共有
- (イ) 地元協定業者の協力確保
- (ウ) 復旧資機材の確保

(2) 風水害等対策

ア 交通施設の整備及び防災構造化

幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ
 が大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整
 備を図るとともに、警察等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

イ 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図ると
 ともに、占用者に対して必要な指導を実施する。

2 交通安全施設等

県警察は、以下の対策を推進する

(1) 交通管制センター及び信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講じる。

(2) 信号機電源付加装置

緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。

(3) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交
 通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(4) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発
 災時の有効活用に備える。

3 鉄道

名古屋鉄道(株)は、以下の対策を推進する。

(1) 地震対策

ア 構造物の耐震性

古い構造物について、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の
 強化を図る。

イ 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行う
 とともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

ウ 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

エ 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため
 通信設備の計画的な増備・増強を図る。

オ 利用客の安全確保

異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の避難誘導ができるようマニユ
 アルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

カ 運転規制

異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の避難誘導ができるよう訓練教
 育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

(2) 風水害等対策

ア 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

イ 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

4 河川

各河川管理者（土木課、尾張建設事務所）は、以下の対策を推進する。

(1) 堤防の改良、補強

地盤沈下等により堤防の機能及び強度の低下を来している部分について、堤防の嵩上げ、堤体の補強や護岸の整備に努める。

(2) 水門、樋門の改築、補修

老朽化による機能低下や河川改修のネックとなっている水門・樋門について、改築・補修に努める。

(3) 背後地が低い河川の対策

背後地が低い河川については、堤防の耐震性についての調査点検を実施し、調査結果に基づき緊急度の高い箇所から必要な対策を推進する。

第3 ライフライン関係施設等の対策**1 施設の代替性及び安全性の確保**

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

2 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

3 電力施設

中部電力(株)は、以下の対策を推進する。

(1) 地震対策

ア 設備面の対策

(ア) 発・変電設備の被害防止対策

(イ) 送・配電設備の被害防止対策

イ 体制面の対策

(ア) 保安の確保

(イ) 資機材等の確保体制の確立

(ウ) 電力融通体制の確立

(2) 風水害等対策

- ア 発・変電設備の被害防止対策
- イ 送電設備の飛来物被害対策
- ウ 配電設備の集中豪雨等対策
- エ 保安の確保

4 ガス施設

東邦瓦斯(株)は、以下の対策を推進する。

(1) 地震対策

- ア ガス工作物の耐震性の向上
- イ 緊急操作設備の強化
- ウ 応急復旧体制の整備

(2) 風水害対策

- ア ガス製造設備の浸水対策等
- イ ガス供給設備の巡回点検

(3) ガス事故対策

- ア ガス製造設備の火災防災措置等
- イ ガス供給設備の防護措置、耐火性の確保等

(4) 防災業務設備の整備

- ア 検知・警報設備等の設置等
- イ 設備の緊急停止装置の設置等
- ウ 防消火設備の整備
- エ 漏洩拡大防止設備の整備等
- オ 緊急放散設備の設置等
- カ 連絡・通信設備の整備等
- キ 自家発電設備等の整備

(5) 災害対策用資機材等の確保及び整備

- ア 災害対策用資機材等の確保
- イ 車両の確保
- ウ 代替熱源の供給体制の確保

5 上水道

愛知中部水道企業団は、県及び市と連携して以下の対策を推進する。

(1) 地震対策

- ア 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する。

水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、被災時の給水基地となる配水池等の耐震性を強化する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備を整備する。その他、指定避難所や医療施設（重要給水施設）などの給水拠点までの管路の耐震化の確保に努め

る。

なお、県は、災害時における緊急生活必要水量を確保し、浄水場間で応急水量の相互融通が行えるよう、広域調整池及び連絡管の整備に努める。

イ 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、水袋、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておく。

ウ 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、給水機能を継続できなくなった場合に、給水拠点、医療施設、配水池などへ水道水を供給する体制を整備する。

また、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機の整備を行っていく。

なお、県は、市が自主防災組織単位で実施する飲料水兼用耐震性貯水槽の設置事業に対して助成制度の整備拡充を図る。

エ 非常時の協力体制の確立

自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県等へ応援を要請し、速やかに受入れる体制を確保する。

(2) 風水害対策

ア 主要施設の強風に対する安全構造化

イ 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設について、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

ウ 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水防止構造や嵩上げ等により、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

エ 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

オ 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

カ 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

6 下水道対策

市（下水道課）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 地震対策

ア 管渠施設の対策

流下機能を確保することができないと予測される管渠について、順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討、計画し、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

イ ポンプ場、終末処理場施設の対策

最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設について、順次補強する。

また、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、地震によるポンプ場の被災や停電等により、下水の圧送が停止する事態に備え、ポンプ場の耐震改修、自家発電設備の整備、応急復旧体制の整備を推進するほか、ポンプが停止した場合のトイレ対策等について市民等に周知する。

ウ 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。

エ 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。また、資機材の保管リストを集計・把握し、関係機関等に周知する。

オ 復旧体制の確立

大規模地震等により、市職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材が不足する事態を考慮し、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づく中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。

カ 流域下水道BCPに基づく防災対応力の向上

地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、流域下水道事業継続計画（流域下水道BCP）に基づき訓練を実施する。

また、その成果を踏まえて計画内容の充実を図る。

(2) 風水害対策

ア 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

イ 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

ウ 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

エ 協定の締結

「豊明市マンホールポンプの災害時における応急対策協力に関する協定」に基づき、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう対応する。

7 通信施設

(1) 通信事業者の対策

西日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)の各社は、国内・国際・移動電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。

(2) 無線局の保守

市(防災防犯対策課)は、災害時により確実に通信を確保できるように次の対策を推進する。

- ア 局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。
 - イ 衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。
 - ウ 予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図る。
 - エ 常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。
 - オ 休日や夜間等の防災訓練、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。
 - カ 移動系無線局の配備
 - キ 消防団用の無線機の配備
- (3) 非常通信対策
- 市及び各防災関係機関は、次の対策を推進する。
- ア 防災相互通信用無線局の導入

災害現場に集結する各防災関係機関の無線通信を可能とする防災相互通信用無線局の導入を推進する。
 - イ 放送事業者との連携

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努める。
 - ウ 非常通信協議会の活用

電波法第52条による非常時の特例措置等を有効活用するため、次の措置を推進する。

 - (ア) 非常通信協議会の拡充強化
 - (イ) 非常通信訓練の実施
 - (ウ) 非常通信訓練の総点検
 - エ 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図る体制の整備に努める。

8 農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の管理者は、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、耐震基準に適合する構造となるように施設の新設又は改修に努める。

第4 文化財の保護

1 市（生涯学習課）及び県の措置

- (1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する
- (5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

(1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

(2) 文化財レスキュー台帳を県とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

(3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。

(4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

(5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施の上報告を受ける。

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

(1) 被害状況の把握と報告

(2) 事後措置の指示・伝達

5 応急協力体制

市は、県の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

6 重要文化財の耐震対策

平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施

(2) 対処方針の作成・提出

(3) 耐震対策推進の周知徹底

(4) 補助事業における耐震予備診断の必須

- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

第5 防災建造物整備対策

1 県（建築局）、市、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置

- (1) 公共建築物の不燃化
公営住宅、公団住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。
- (2) 優良建築物等整備事業の推進
市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

2 県（建築局）及び市における措置

- (1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保
防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。
- (2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

3 県（教育委員会）、市及び国立・私立学校管理者における措置

- (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持
文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (2) 文教施設・設備等の点検及び整備
文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。
災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。
- (3) 危険物の災害予防
化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第5節 都市の防災性の向上

■基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 都市計画のマスタープラン等の策定	都市計画課、
第2 防災上重要な施設の整備	都市計画課、土木課、県尾張建設事務所
第3 建築物の不燃化の促進	都市計画課、県尾張建設事務所
第4 市街地の整備・改善	都市計画課

第1 都市計画のマスタープラン等の策定

市は県と連携し、次の対策を推進する。

(1) 都市計画のマスタープランの策定等

都市計画区域マスタープラン、市都市計画マスタープラン及び立地適性化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づく道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2 防災上重要な都市施設の整備

市は県と連携し、次の対策を推進する。

(1) 都市における道路の整備

市街地内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有するため、市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

市街地における大規模火災に対する安全性確保のため、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）の整備に努め、県広域緑地計画及び豊明市緑の基本計画に基づく特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を推進する。

また、避難場所、避難路、救援活動の拠点、防火帯等の防災機能をもつ都市公園の整備や、遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として有効に機能する緑地の特別緑地保全地区等の指定による保全に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

市は県と連携し、次の対策を推進する。

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定による市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

防火・準防火地域以外の区域について指定された建築基準法第22条の屋根不燃区域については、木造建築物等の屋根の不燃措置や外壁の延焼防止措置を適切に指導する。

また、不特定多数の使用に供する特殊建築物等の防火上・避難上の措置の徹底を図る。

第4 市街地の面的な整備・改善

市は県と連携し、次の対策を推進する。

(1) 市は、老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区の地震被害等を軽減するため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

また、防災街区の整備とその他の防災対策とを関連させ、都市防災対策の総合的かつ計画的な実施に努める。

(2) 市は所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第6節 液状化対策・土砂災害等の予防

■基本方針

- 地震により発生する地割れ・液状化やがけ崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 土砂災害危険警戒区域等や、地盤沈下地域を的確に把握し、必要な防災対策を積極的に実施する。
- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする
- 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 土地利用の適正誘導	都市計画課、県尾張建設事務所
第2 液状化対策の推進	防災防犯対策課、都市計画課、県尾張建設事務所
第3 宅地造成の規制誘導	都市計画課、県尾張建設事務所
第4 土砂災害の防止	防災防犯対策課、都市計画課、土木課、中部地方整備局、県尾張建設事務所
第5 宅地耐震化の推進	都市計画課、県(建築局)
第6 被災宅地危険度判定の体制整備	都市計画課、県(建築局)

第1 土地利用の適正誘導

市及び県は、液状化による被害や土砂災害等の予防対策として、基本的には土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、都市再生特別措置法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を推進する。

また、防災アセスメント地形・地質をはじめ土地条件の実態を把握する調査を踏まえた地盤に係わる災害の予防策の検討に努める。

第2 液状化対策の推進

(1) 液状化危険度の周知

市（防災防犯対策課）は、豊明市防災マップ（平成26年3月作成）を市民や建築主等に普及し、市内各地の液状化の可能性を周知する。

(2) 建築物における対策工法の普及

市（都市計画課）及び県は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及に努める。

第3 宅地造成の規制誘導

(1) 宅地造成の規制

県は、市内2箇所（計1,123ha）指定された宅地造成工事規制区域における宅地造成等規制法に基づく規制措置により、地盤災害を防止する。

市は、豊明市開発行為等に関する指導要綱により一定規模以上の宅地造成開発行為を適切に指導する。

(2) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督し、造成宅地の安全確保に努める。

(3) 宅地危険箇所の耐震化

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第4 土砂災害の防止

1 土砂災害警戒区域等の措置

県は、砂防事業の基礎調査で把握した土砂災害警戒区域等について、その箇所等を公表し、標識等により住民等への周知・情報提供を行う。

また、土砂災害警戒区域等のうち、優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずる。

2 土砂災害警戒区域等の措置

市は、市内に土砂災害警戒区域が指定された場合、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等を推進し、警戒区域ごとの警戒避難体制に関する事項を定める。

3 市の措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域等に関する資料を豊明市地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

（④に掲げる施設に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主とし

て防災上の配慮を要する者が利用する施設) であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

⑤ 救助に関する事項

⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

⑦ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、①に掲げる事項としての土砂災害に関する情報、予防及び警報の伝達に関する事項

ウ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

ハザードマップの作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努める。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、市のWebサイトへの掲載、各戸配布、地域の防災訓練など様々な手法を活用して周知する。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう市及び県の関係部局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

(4) 市の指示等

市は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(5) 市長の助言・勧告

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(6) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次のア、イをしなければならない。

ア 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利

用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市への報告

イ 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第5 宅地耐震化の推進

大規模盛土造成地の滑動崩落対策を推進するため、県は、平成23年度に実施した大規模盛土造成地の変動予測調査（第1次スクリーニング）の結果を公表し、市民に対する大規模な盛土による造成地での滑動崩落の危険性を周知する。

市は、第1次スクリーニングにおいて、抽出された大規模盛土造成地50か所を対象に、令和3年度に第2次スクリーニング計画を策定し、第2次調査を行う優先度評価を実施しました。

また、第2次調査の結果によって、県が防災区域を指定した場合には、区域内の宅地の所有者等に対する災害防止措置の勧告等の実施に努める。

第6 被災宅地危険度判定の体制整備

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会の震後対策部会被災宅地危険度判定分科会による土木・建築技術者等を対象とする判定士養成講習会に参加し、判定士の養成・登録に努める。

また、広域的な災害時に円滑な判定活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会による地域の相互支援体制の整備に協力する。

第7節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■基本方針

○災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するため、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■対策の体系と実施機関

対 策	実施機関
第1 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	各課、各室、各防災関係機関
第2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	防災防犯対策課

第1 防災施設・設備及び災害用資機材及び体制の整備

1 市及び防災関係機関の措置

(1) 防災施設等の整備

災害時の救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設（物資集積拠点、防災備蓄倉庫）及び災害対策用資機材の整備に努める。また、これらの防災施設等の円滑な運用体制の整備に努める。

(2) 防災拠点施設の整備促進

市（各課）及び防災関係機関は、管理する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を円滑に行うための体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等の強化に努める。

(3) 消防水利の整備

市（防災防犯対策課）は、消火に必要な消火栓、防火水槽等の消防水利の整備を図る。

(4) 防災中枢機能の充実

ア 市（各課）及び防災関係機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保に努める。

イ 市は災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(5) 浸水対策用資機材の整備強化

市（防災防犯対策課）は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(6) ヘリサインの整備

市（総務課）は、ヘリコプターの円滑な運用に資するため、市役所等の屋上へのヘリサ

インの整備に努める。

(7) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(8) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、男女共同参画の視点から、豊明市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について、防災担当部局と連携し明確化しておくよう努める。

(9) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(10) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図

るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 地震計等の保守

(1) 地震計等観測機器の維持・管理

市（防災防犯対策課）は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(2) 緊急地震速報の伝達体制整備

市（防災防犯対策課）は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

3 消防機関における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

4 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努めるとともに、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連絡体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設の防災構造化に努めるほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 防災情報システムの運用

市は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

エ 防災行政無線（同報系）の運用

市は、大規模地震や豪雨災害に対応するため、液状化の可能性が大きい地区、境川流域地区、土砂災害警戒地区において、それぞれの地区住民に対して災害情報や避難の緊急情報等を適時的確に伝達する。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

5 救護等に係る備蓄等

市（防災防犯対策課）は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

6 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

(2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

7 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

8 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 豊明市災害廃棄物処理計画の策定

市（環境課）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）及び豊明市地域防災計

画と整合を図りながら、大規模地震、風水害等の災害から発生する災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体、民間事業者との連携・協力等について、災害廃棄物処理の基本方針を示した「豊明市災害廃棄物処理計画（令和2年10月）」に基づき実施する。

(2) 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境局）及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

なお、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

9 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市は、災害時に罹災証明書（火災は除く。）の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

10 道路等の復旧に係る施設・設備等

県及び市は、災害のため被災した道路等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入の配備に努める。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。

第2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 地震対策緊急整備事業計画

市及び県が豊明市で実施する「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地震財特法」という。）に基づく地震対策緊急整備事業は、次のとおりである。

なお、施設等の整備は概ね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(1) 消防用施設の整備等

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

(2) 公立の小学校・中学校の整備

市は地震時における児童・生徒等の安全を確保し、又は避難救護活動の拠点を確保するた

め、施設の耐震化を進めるとともに、非構造部材の落下防止対策を推進する。

小中学校の耐震化については、平成24年度をもって、耐震化の必要が認められた38棟の改修が完了した。

2 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、地震防災対策特別措置法（以下「地防法」という。）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設について、地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、地震防災体制の充実を図る。

3 南海トラフ地震等対策事業費補助金事業又は市単独事業

市は、「地震財特法」に係る地震対策緊急整備事業計画及び「地防法」に係る地震防災緊急事業五箇年計画以外に、県費補助事業及び市単独事業において緊急に整備すべき施設について、地震防災対策の推進を図る。

なお、「無線設備規則の改正」により、令和3年度に防災対策事業債による防災行政無線（移動系）の改修が完了した。

第8節 火災予防・消防力の整備

■基本方針

○市及び尾三消防組合は、火災予防対策のための指導の徹底に努めるとともに、防災対策と防災教育の推進を図る。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 火災予防対策に関する指導	防災防犯対策課、尾三消防組合
第2 消防力の整備強化	防災防犯対策課、尾三消防組合

第1 火災予防対策に関する指導

1 一般家庭に対する指導

市は、尾三消防組合が行う火災予防対策のほか、消防団、女性防火クラブ、区・町内会等の各種団体を通じ、一般家庭に対して住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図る。

また、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図る。

2 防火対象物の防火体制の推進

尾三消防組合は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。

さらに、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置を徹底する。

3 危険物等保安確保の指導

尾三消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、尾三消防組合の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

4 震災時の出火防止対策の推進

市（防災防犯対策課）及び尾三消防組合は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2 消防力の整備強化

1 消防力の整備強化

市は、尾三消防組合が行う消防施設の整備をはじめ、緊急消防援助隊に登録した支援車の活用、その他消防車両及び消防機械器具の拡充強化を図るため協力し、消防力の整備強化を図る。

また、大規模な地震が発生した場合の火災、その他の用途にも活用できる耐震性を有する消防水利を計画的に整備する等、常備消防体制の充実・強化に努める。

2 消防団の整備・強化

市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に従い、消防団員の処遇改善及び教育訓練の充実を図るとともに、消防団施設、各種防災資器材等の施設、装備の充実強化を図る。

また、消防団は地域防災力の中核として欠くことの出来ない代替性のない存在である。そのため若い年代、女性等の入団促進等、幅広い層へ視野を広げるとともに、消防に関する各種行事を通じてPR活動を行い消防団員の確保にあたる。

第9節 避難行動の促進対策

■基本方針

- 指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全確保に努める。
- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 気象警報や避難情報等の情報伝達体制の整備	防災防犯対策課、
第2 緊急避難場所及び避難経路の指定等	防災防犯対策課、愛知警察署
第3 避難情報等の判断及び伝達マニュアルの作成	防災防犯対策課
第4 避難誘導等に関する計画の策定	防災防犯対策課
第5 避難に関する意識啓発	防災防犯対策課、防災上重要施設の管理者

第1 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等に、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。

なお、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、ケーブルテレビ（CCNet）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておく。

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2 緊急避難場所及び避難路の指定等

1 緊急避難場所の指定・整備

市は、災害の種類（大規模な火事、地震、洪水、土砂災害）に応じてその危険の及ばない

場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。その際、次の広域避難場所の基準により選定する。

- (1) 都市大火を中心に考え、公園、緑地、グラウンド等の公共空地等を適当とする。
- (2) 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (3) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。
- (4) 避難場所内の木造建築物の割合は総面積の2%未満で、散在していなければならない。
- (5) 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所とする。
- (6) 大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上かつ建ぺい率5%程度、疎開地では、200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている場所とする。
- (7) 地区分けをする場合においては町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

2 避難所の整備

内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、指定避難所には、テント、仮設トイレ、毛布等の備蓄に努めるほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

3 避難所の運営体制の整備

豊門市避難所運営マニュアルを活用し、また、避難所運営委員会と連携し、各地区の実情及び避難所の施設・設備の実態を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

なお、避難所では、避難所収容者だけでなく在宅避難者への支援も実施することに留意して運営体制を検討する。

4 避難路の選定

市は、緊急避難場所を指定した場合、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地価に危険な埋没物がないこと。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3 避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成

1 マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

- (1) 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえる。
 - ア 気象予警報及び気象情報
 - イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報
 - ウ 海岸の水位情報
 - エ 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報
- (3) 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にする。
- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう、具体的な区域を設定する。
 - ア 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - イ 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - ウ 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）
- (5) 情報の提供にあたっては、5段階の警戒レベルを付記するとともに危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫する、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- (6) 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する。
- (7) 避難情報等の発令基準等については、次の点に留意すること
 - ア 避難情報等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。

〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険

な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

イ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

なお、土砂災害の発生が確認された発見された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

ウ 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお災害が発生直前又は未確認だが発生している蓋然性が高い恐れがある場合には、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

2 判断基準の設定等に係る助言

- (1) 市は、判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防・砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。
- (2) 市は、避難情報等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局に助言を求めることができる。

3 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4 避難誘導等に関する計画の策定

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

1 市の避難計画

市は、原則として次の事項を記載する。

- (1) 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (3) 指定緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- (4) 指定緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
 - ア 指定緊急避難場所、避難所の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する各種相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報

2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次ぎの事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等の実施に努める。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第5 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるように、指定緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

なお、市では現在、地震を想定した防災マップ、洪水を対象とした洪水避難地図、ため池の

氾濫を想定したため池ハザードマップを作成・公表している。

1 緊急避難場所等の広報

市は、緊急避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (1) 緊急避難場所、避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、避難所の所在位置
- (3) 避難地区分け
- (4) 緊急避難場所、避難所への経路
- (5) 緊急避難場所、避難所の区分
- (6) その他必要な事項
 - ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと。
 - イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

2 避難のための知識の普及

市及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識
 - ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。
あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
 - イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）
 - ウ 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。
避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」（垂直避難等）を行うべきこと。
 - エ 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。
- (3) 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

3 その他

- (1) 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (3) 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第10節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

- 要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。
また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体との協力体制の構築を図る。
- 大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 避難所の指定・整備	防災防犯対策課
第2 要配慮者の支援対策	防災防犯対策課、健康推進課、長寿課、地域福祉課、こども保育課、子育て支援課、豊明市社会福祉協議会、社会福祉施設管理者
第3 帰宅困難者対策	防災防犯対策課

第1 避難所の指定・整備

1 避難所等の整備

市は、地震被害想定調査結果による避難所生活者数（南海トラフ地震の場合 最大で約1万1千人）を考慮し、避難所の確保に努める。また、避難対象地区の設定に当たっては、避難者が最寄りの避難所へ避難することも考慮して検討する。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 指定避難所の指定

災害対策基本法施行令に定める指定避難所の基準に従い、また、次の点に留意して指定する。

- (1) 避難所に被災住民が一定期間滞在することを考慮し、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、学校及び公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条

件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定する。

なお、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な措置を講じるように努める。

- (2) 避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化に努める。
- (3) 避難者数に即した最小限の収容スペースを次の基準で確保する。また、避難所運営の事務、被災者の医療救護、要配慮者の支援等を実施するスペースを考慮する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の対応として、避難所における過密抑制などの感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

■避難者一人当たりの必要占有面積

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (5) 原則として、防災関係機関の管理諸室、医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策用の施設を指定しないこととする。
- (6) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

3 福祉避難所の整備

- (1) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (2) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (4) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (5) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避

難することができるよう努めるものとする。

4 避難所が備えるべき設備の整備

内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、指定避難所には、テント、仮設トイレ、段ボールベッド、毛布等の備蓄及びマスク、消毒液、段ボールパーテーションなどの感染症対策物品の備蓄の整備に努めるほか、マンホールトイレシステムの整備を図る。また、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量等の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。

※情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

※バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

5 避難所の運営体制の整備

(1) 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」、「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、「豊明市避難所運営マニュアル」、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応」及び「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設フロー」に基づき、各地区の実情及び避難所の施設・設備の実態を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(2) 「豊明市避難所運営マニュアル」を活用した訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

(3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

(4) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について整備を図る。

(5) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れるように努めるものとする。

(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2 要配慮者支援対策

1 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ

め自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

3 避難行動要支援者対策

市は要配慮者のうち、災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者の避難を支援するため、災害対策基本法、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府 平成 25 年 8 月）及び豊明市避難行動要支援者名簿・個別避難計画業務運用マニュアルに基づき、次の対策を推進する。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成（災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項）

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

なお、既に整備、運用している避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳については避難行動要支援者名簿に位置づける。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険法に基づく要介護状態 3 以上の高齢者 ② 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者 ③ 療育手帳 A 判定を所持する者 ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者 ⑤ その他上記に準ずる者で、避難行動に支障があると市長が認める者* <p>※施設入所者等を除く</p> |
|---|

- (2) 名簿作成に必要な個人情報の入手等(災害対策基本法第49条の10第1項、第3項、第4項)
 避難行動要支援者に該当する者について、市が管理している要介護認定情報、各種障害者手帳台帳等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

避難行動要支援者名簿の記載事項は次のとおりとする。

① 氏名	② 生年月日	③ 性別
④ 住所又は居所	⑤ 電話番号その他の連絡先	⑥ 避難支援等を必要とする事由
⑦ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項		

- (3) 名簿の更新(災害対策基本法第49条の10第1項)

市は、避難行動要支援者名簿を適宜更新する。

- (4) 避難支援等関係者(災害対策基本法第49条の11第2項)

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者(当該団体にて避難支援等に関係する構成員含む。)とする。なお、名簿の提供に当たっては、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供し訓練等に活用することについて周知を行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

① 豊明市職員	② 民生委員・児童委員	③ 行政区長	④ 自主防災組織
⑤ 町内会	⑥ 豊明市社会福祉協議会	⑦ 地域包括支援センター	
⑧ 警察	⑨ 消防	⑩ その他市長が必要と認める者	※

※施設入所者を除く

- (5) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置(災害対策基本法第49条の12)

避難支援等関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう次の点について説明や指導を行う。

① 災害対策基本法による守秘義務の認識と理解
② 名簿の原則複製の禁止※
③ 施錠可能な場所への名簿の保管
④ (個人でなく団体の場合) 団体内部での名簿取扱者の限定
⑤ 名簿の取扱状況についての市への定期報告

※ 詳細は豊明市避難行動要支援者名簿・個別避難計画業務運用マニュアル等に定めるものとする。

- (6) 個別避難計画の作成(災害対策基本法第49条の14、15、16)

名簿に登載する避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同

意が得られない場合は、この限りではない。

なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

個別避難計画に掲載された情報は必要に応じて避難支援等関係者に提供する。

個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※ 医療的ケア児等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

(7) 円滑な避難のための情報伝達の配慮（災害対策基本法第56条第1項・第2項）

避難行動要支援者名簿を活用した円滑な避難が行われるよう、次の点に配慮した情報伝達体制の整備に努める。

- ① 高齢者や障害者等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達できる手段や伝達内容
- ② 高齢者や障害者等が必要な情報を選択し、受信できるシステム（情報選択型の登録制メール配信サービスなど）の活用
- ③ 日常生活を支援する機器（受信メールを読み上げる携帯電話等）の活用

(8) 避難支援等関係者の安全確保（災害対策基本法第50条第2項）

避難支援等関係者は、本人及び家族等の生命及び身体等を守ることを第一とし、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うことを前提とする。

このため、平時から避難支援等関係者へ災害危険区域や被害想定等の情報を提供し、また、訓練等を通じて安全な避難支援等活動ができるように指導する。

また、状況によっては避難支援等関係者が避難を支援できない可能性があることなどについて、避難行動要支援者の理解を促進する。

4 外国人等に対する対策

県、市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとし、多言語化を推進する。
- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- (3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

5 災害ケースマネジメント

県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、駅周辺等において自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が多数滞留した場合、緊急車両の通行障害等を引き起こす可能性がある。

このため、一斉帰宅抑制の考え方や災害初期の混乱が収まった後の安全な徒歩帰宅の方法や支援策について普及するものとする。

1 一斉帰宅抑制策の普及

県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、企業等に周知するとともに家族間等での事前確認の必要性について広報する。また、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を啓発する。

2 徒歩帰宅方法の普及

市は公共交通機関、企業、学校等と連携し、市が作成・公表した徒歩帰宅支援マップ等を通勤・通学者等に周知し、徒歩帰宅ルートや帰宅支援ステーションの確認・検討を促進する。

3 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

県及び市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

4 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第11節 災害調査等の推進

■基本方針

○様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
災害調査等の推進	防災防犯対策課、都市計画課

1 災害に関する調査

(1) 調査研究成果の活用

市（防災防犯対策課）は、国や県が実施した自然・社会的条件に関する基礎調査、地震被害想定調査、地震予知に関する調査研究等の成果を活用し、本市に大きな被害を及ぼすおそれのある災害を把握して各種防災対策の充実強化を図る。

(2) 被害の軽減・都市の防災化に関する調査

市（防災防犯対策課、都市計画課）は、市の地震被害予測調査結果（平成25年度）などを踏まえ、災害による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策について調査・検討する。

(3) 防災アセスメントの実施及び地区別防災カルテの作成等

市（防災防犯対策課）は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための防災アセスメントを定期的の実施し、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベルでのきめ細かな地区別防災カルテ・防災マップの作成を推進する。

2 地籍調査の推進

市（都市計画課）は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し記録する地籍調査の推進を図る。

第12節 水害予防対策

■基本方針

- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて土地の保全を図る。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 都市水害対策	下水道課、土木課、境川流域総合治水対策協議会
第2 河川防災対策	防災防犯対策課、土木課、県尾張建設事務所
第3 浸水想定区域の対策	防災防犯対策課、土木課、県尾張建設事務所、中部地方整備局、要配慮者利用施設の所有者又は管理者
第4 農地防災対策	農業政策課、土木課、県尾張農林水産事務所、愛知用水土地改良区

第1 都市水害対策

1 都市排水対策の推進

市は、次の都市排水対策を推進する。

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。また、必要に応じて調節池等を設ける。

排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

2 総合治水対策の推進

境川流域総合治水対策協議会は境川・猿渡川流域水害対策計画を推進し、地域の持つ保水、遊水機能の確保、地域の安全な土地利用の誘導、治水施設の整備等により、境川流域の治水安全度の向上を図る。

また、特定都市河川浸水被害対策法に基づく境川流域都市浸水想定区域（平成26年7月）を市民等に普及し、都市浸水による被害軽減対策を促進する。

第2 河川防災対策

1 河川の維持・改修

河川管理者（土木課、尾張建設事務所）は、次の対策を推進する。

(1) 維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

必要に応じて狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等の施工、河積の拡大等による河道の安定に努める。

また、水門等の改築、排水機場の設置などによる低地河川としての整備の実施に努める。

(3) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

2 河川情報の提供

市（土木課）は、水防活動や避難活動に必要な河川水位等の状況を把握し、また、市民等に提供するため、豊明市河川水位情報システムを適切に運用する。

3 予想される水災の危険の周知等

市は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知を行う。

4 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

第3 浸水想定区域の対策

1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局及び県における措置）

(1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成

を支援する。

- 洪水予報を行う河川
境川（愛知県知事指定）
- 水位情報を周知する河川
愛知県知事指定23河川

2 雨水出水浸水想定区域の指定（県及び市における措置）

(1) 区域の指定

市又は県は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

3 市及び施設管理者等における措置

市（防災防犯対策課）は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）における警戒避難体制等の整備を推進する

(1) 洪水予報等の伝達等

水防法による市内の浸水想定区域について、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難のために必要な事項を本計画（風水害対策計画）に定める。

(2) 要配慮者利用施設等の対策

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に次の施設がある場合、市は、これらの施設の名称及び所在地、（ただし、ウの施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を本計画（資料編）に定める。

ア 洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を図る必要がある要配慮者利用施設（主に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）

イ 洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難及び浸水防止を図る必要がある地下街等

ウ 洪水時等に浸水の防止を図る必要がある大規模工場等（大規模な工場その他地域経済に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模（工場、作業場又は倉庫であって、延べ面積が10,000平方メートル以上）に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設

(3) ハザードマップ（防災マップ）の作成・配布

市は、本計画等において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ（防災マップ）等の作成・配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が

必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(4) 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

(5) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合は、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(6) 施設管理者等に対する支援

市及び県は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(7) 市の指示等

市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(8) 市長の助言・勧告

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(9) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次のア、イをしなければならない、及びウのとおり努めなければならない。

ア 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時及び雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

イ 訓練の実施

要配慮者利用施設利用者の洪水時及び雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

ウ 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時及び雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

(10) 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有

者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

ア 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

イ 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

ウ 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第4 農地防災対策

市、県及び土地改良区は、以下の対策を推進する。

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地区において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修に努める。

(2) 老朽ため池等整備事業

ア 農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐その他附帯施設の改修を推進する。

イ ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、頭首工、水路等の改修に努める。

(4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池（防災重点農業用ため池）の改修を必要に応じて実施する。

第13節 大規模事故予防

■基本方針

○関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 鉄道災害対策	防災防犯対策課、尾三消防組合、名古屋鉄道(株)
第2 道路災害対策	土木課、尾三消防組合、県尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)
第3 危険物及び毒物劇物等保安対策	尾三消防組合、県(防災安全局、保険医療局)

第1 鉄道災害対策

市は、大規模な鉄道災害を想定した次の対策を推進する。

- (1) 大規模鉄道災害時の情報通信手段の確保及び運用・管理体制の整備に努める。
- (2) 鉄道事業者と連携し、大規模鉄道災害を想定した災害対応体制の強化に努める。

第2 道路災害対策

1 道路構造物の定期点検

道路管理者（土木課、尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)）は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

2 訓練及び通信手段の確保等

道路管理者、警察署、市及び尾三消防組合等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

また、大規模道路災害時の情報通信手段の確保及び運用・管理体制の整備等に努める。

3 救助資機材の整備

尾三消防組合は、大規模道路災害に対処できる救急救助用資機材の整備に努める。

第3 危険物及び毒物劇物取扱施設防災計画

1 尾三消防組合における措置

尾三消防組合は、次の対策を推進する。

- (1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査
危険物等施設に対する消防法令により立入検査の強化を図るとともに、屋外タンク等の実態を把握する。
- (2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

(3) 消防力の強化

化学消防車等の整備等による化学消防力の強化に努める。

2 危険物等施設の所有者等の措置

危険物等施設の所有者・管理者・占有者は次の対策を推進する。

(1) 自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

第14節 原子力災害予防

■基本方針

- 放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。
- 核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 放射性物質災害予防	防災防犯対策課、尾三消防組合、放射線等使用事業所
第2 原子力災害予防	防災防犯対策課、健康推進課、長寿課、産業支援課、環境課、学校教育課、尾三消防組合、県

第1 放射性物質災害予防

1 事業者の防災対策

放射線等使用施設の事業者(※)は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

※放射線防止法対象事業所は市内2箇所(平成31年3月31日現在)

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- (3) 施設の不燃化等の推進
- (4) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (5) 施設等における放射線量の把握
- (6) 自衛消防体制の充実
- (7) 通報体制の整備
- (8) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (9) 防災訓練等の実施

2 放射線防護対策

- (1) 防護資機材等の整備

市は、必要に応じて放射線測定器(個人用被ばく線量測定用具を含む。)、放射線防護服等防護資機材の整備に努める。
- (2) 防護資機材保有状況等の把握

市は県及び愛知労働局と連携し、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。
- (3) 原子力災害拠点病院等の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心

となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。

3 放射線災害に関する知識の習得及び訓練等

市及び防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

第2 原子力災害予防

1 専門家の派遣要請の手続きの確認

市（防災防犯対策課）及び尾三消防組合は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続きをあらかじめ確認しておく。

2 避難所等の確保

市（防災防犯対策課）は、国等の指示による屋内退避、避難誘導等に対応する避難所の確保に努める。

避難所は、放射性プルームによる被ばくを低減するため、地震による崩壊の危険性が少なく、気密性の高い施設を選定し、放射性物質の流入防止対策を検討しておくものとする。

また、一時的に避難するための退避所施設の確保に努める。

3 健康被害防止に係る整備

県は、スクリーニング及び人体の除染を迅速に行えるよう、体制の整備を図る。

4 医療総括責任者の配置

県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う医療総括責任者をあらかじめ定めておく。

5 風評被害対策

市（防災防犯対策課、産業支援課、都市計画課）は県と連携し、原子力災害により想定される次の風評被害対策を推進する。

- (1) 原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時から的確な情報提供等に努める。
- (2) 農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。
- (3) 原子力災害時の的確な行動を普及し、風評被害等を軽減するため、「6 原子力防災に関する知識の普及・啓発」に定める知識を市民等に普及、啓発する。

6 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市（防災防犯対策課、環境課）は、住民の的確な行動につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、下記の事項について県が開催する研修等への参加を促進する。

- (1) 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること

- (2) 原子力発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

7 原子力防災に関する知識の普及・啓発

市（防災防犯対策課、学校教育課）は、市民等に対して原子力災害や放射線等に関する次の事項についての正しい知識（下記の項目）の普及、啓発に努める。また、学校等においても防災教育の充実に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 県、市及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- (4) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

8 原子力防災業務関係者の研修

市（防災防犯対策課、環境課）及び防災関係機関は、原子力防災業務関係者向けの研修への参加に努める。

9 原子力防災に関する情報伝達訓練等

市（防災防犯対策課）は、県と連携し、必要に応じて原子力防災に関する情報伝達等の訓練に努める。

10 県外からの避難者の受入に関する事前調整

市は、県の要請に基づき、県外からの避難者の受入れが円滑に行われるよう、事前に受入れ体制の調整に努めるものとする。